

豊岡市立植村直己記念スポーツ公園

区分		利用料金				
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時30分 から午後 零時 まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 5 時30分 から午後 7 時 30分まで	午後 7 時30分 から午後 9 時 30分まで
野 球 場	野球場	1, 200円	2, 300円	3, 200円	1, 400円	
	放送室（スコア ボードを含 む。）	700円	1, 200円	1, 400円	700円	
	更衣室（シャ ワー室を含 む。）	300円	500円	600円	300円	
	本部室	300円	500円	600円	300円	
多目的グラウンド		700円	1, 400円	1, 600円	700円	700円
テニスコート（1 面 につき）		500円	1, 000円	1, 100円	500円	500円
附属設備		別表（附属設備）で定める額				
備考						
1 使用者が営利を目的として使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（附属設備に係る額を除く。以下この表において同じ。）の10倍に相当する額とする。 2 前号に該当する場合を除き、第3条第1項の目的以外の目的に使用する場合は市内に居住し、在学し、若しくは勤務する者（市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体を含む。）以外の者が使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の1.5倍に相当する額とする。 3 使用許可時間を超過して使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額（前2号のいずれかに該当する場合は、当該各号により計算された額）の1時間当たりの利用料金に当該超過時間を乗じて得た額を加算する。この場合において、当該超過した時間に30分以上1時間未満の端数の時間があるときは、これを1時間とし、30分未満の端数の時間があるときは、これを切り捨てる。 4 野球場本部室の冷暖房を使用する場合は、本部席の項に規定するそれぞれの額（使用許可時間を超過して使用するときは、本部席の項に規定するそれぞれの額を基礎として前号の例により計算した額を含む。）の5割に相当する額を加算する。 5 多目的グラウンド及びテニスコート（1面）の夜間照明施設を使用する場合は、1時間当たり400円を加算する。 6 利用料金の計算において、算出した利用料金の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。						

別表（附属設備）

施設	附属施設及び備品	使用区分		利用料金
		単位	使用時間	
多目的グラウンド	拡声装置	1 式	1 日当たり	2,000円